九州漢方研究会会則

昭和33年9月施行　昭和53年4月改正　昭和57年4月一部改正　昭和62年4月一部改正

平成元年4月一部改正　平成 5年4月一部改正　平成11年4月・平成12年10月一部改正

平成14年４月一部改正　平成16年７月一部改正　平成19年3月・平成21年4月一部改正

平成27年4月改正

１． 名　　　称 本会は九州漢方研究会と称する。

２． 事　務　所 本会の事務所は原則として福岡市内に置き、細則に住所を記載する。

３． 目　　的 本会は会員と国民に対して東洋医学の正しい研究と、実際の応用を

研究し、国民の健康増進と保持に寄与し普及する事を目的とする。

４． 事　　業 本会はその目的達成のため、下記の事業を行う。

　 (１)　機関誌「九州漢方」の発行（随時）

　 (２)　研究会等の開催（毎月１回）

　 (３)　薬用植物の観察・採集指導（随時）

　 (４)　特別講演会の開催（年1回）

　 (５)　東洋医学の正しい知識と本会の存在を地域社会に浸透させる為の活動

　 (６)　その他、前項の目的を達成する為に必要な事業

５． 会員及び会費　　　 本会の会員及び会費は、次の通りとする。

　 (１)　会員は本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納めるものとする。

　 (２)　賛助会員は本会の趣旨に賛同し、その事業を後援するものとする。

　 (３)　会員が次の各号の一項目以上に該当するときは、理事会の議決を経て、除名することが

出来る。

　　　①当会の名誉を傷つけ、または当会の目的に違反する行為があったとき。

　　　②当会の会員としての義務に違反したとき。

　 (４)　前項の規定による除名は、出席者の３分の２以上の賛成を得なければ、行うことはでき

ない。

６． 役　　員 本会に次の役員をおく。

　 (１)　会長１名　　副会長２名までおくことが出来る。　理事長１名　副理事長若干名

　　　 理事若干名（内会計理事１名）　監事２名とする。

　 (２)　役員の選出は、下記により行う。

　　　①　理事の選出は「理事選出に関する規定」による。（理事は理事会を構成し、会の重要事項を審議し、会務を遂行する。）

　　　②　理事長は理事の互選により選出する。（理事長は会務執行の責に任じ、事務局を総括する。又、副理事長は理事長に事故がある時、これを代行する。）

　　　③　監事は理事会が推薦し、総会の承認を経て会長が選任する。

　　　④　会長、副会長は理事会が推薦し、総会で決定する。

　　　　　会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長に事故がある

　　　　　ときこれを代理する。

　　　⑥　役員の任期は４年とし留任を妨げない。

　　　⑦　本会に名誉会長及び顧問並びに参与をおくことが出来る。

７　総会、理事会及び委員会

（総会の招集）

（１）総会は、通常総会及び臨時総会とし、理事長が召集する、

２通常総会は、毎事業年度終了後２月以内に、臨時総会は第３項に規定するもののほか必要がある時はいつでも、理事会の議決を経て、招集する。

３総会の招集は、会日の１０日前までに到達するように会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面もしくは電子的方法により各会員に発して行うものとする。

（総会の成立及び議事等）

（２）総会は会員の過半数の出席（書面出席も含む）により成立する。

議事は，出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

２総会の議長は、原則として会長とする。

３総会においては、あらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、出席者（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使するものを除く）の３分の２以上の同意があった場合は、この限りでない。

４総会の議決事項について特別の利害関係を有する者は、議決権を行使することができない。

５総会においては、延期又は続行の議決をすることができる。

（特別の議決）

（３）次の事項は総会が成立し、出席者の３分の２以上による議決を必要とする。

①会の解散又は合併

（総会の議事録）・

（４）総会の議事については、議事録を作成し、議事録書名人が署名しなければならない。

２議事録には、少なくとも、次に掲げる事項を記載しなければならない。

①開会の日時及び場所

②会員数及びその出席者数

③議事の経過の要領

④議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）

（理事会），

（５）本会に理事会を置く。

２理事会は、会長が招集する。

３理事会の招集は，各理事に対し、会日の７日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知して行うものとする。

但し、理事全員の同意ある場合は、招集手続きの一部を省略することができる。

４理事は、必要があると認めるときは、いつでも会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

５前項の請求をした理事は、会長がその請求の日から５日以内に正当な理由かないのに理事会の招集手続をしない場合は、第２項の規定にかかわらず自ら理事会を招集することができる。

（理事会の議決事項）

（６）次の事項は，理事会の議決を経なければならない。

①総会に提出する議案

②その他業務の執行に関し重要な事項

（理事会の議事等）

（７）理事会の議長は、会長をもってあてる。

２理事会における各理事の議決権は、各１個とする、

３理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

４理事は、やむをえない理由がある場合は、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

（理事会の議事録）

（８）理事会の議事録については、総会の議事録の規定を準用する。

（委員会）

（９）本会は、その事業の執行に関し理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

２委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、総会において定める。

８． 会　　計 本会の会計は次の通りとする。

　(１)　本会の経費は会員の会費、賛助会員その他の寄付金及び事業に伴う収

　　　　入によるものとする。

　(２)　本会の会計年度は４月１日に始まり翌年の３月３１日に終わる。

９．　　休　　会　　申し出により休会を認める。休会の限度は一年とする

10．　　退　　会　　1年間会費未納の会員は退会したものとする。

11．　　会則の変更 本会会則の変更は総会の議決による。

この会則は平成 ２７ 年 ４ 月 ２６ 日からこれを実施する。

細　　則

平成22年2月一部改正　平成22年4月一部改正 平成26年2月一部改正

第１条　この規定は、九州漢方研究会会則の事務所及び会費、慶弔見舞に関する基本的事項を定めるものである

第２条　九州漢方研究会事務局住所を福岡市中央区今泉2-4-36とする。

　　　　九州漢方研究会会計担当理事を城戸和智とし、その住所を糟屋郡篠栗町田中180とする。

第３条　九州漢方研究会の入会金及び会費を次のとおりとする。

　　　　入会金　１０，０００円（学生は５，０００円）

　　　　年会費　３５，０００円（年間）（学生は５，０００円）

 年度途中入会者の年会費は２，５００円×残り月数とする。

　　　　会員外聴講料　　５，０００円（１回）（学生は１，０００円）

 ここでいう学生とは医療関係の大学（大学院を含む）に在籍するものとする。

第４条　会員又は役員もしくは功労者に慶弔見舞に該当するような事項が生じたときは、理事会で協議の上、当研究会の名において、下記のとおりこれを支出する事ができる。

 (１)　会員の場合は、事務局に弔事の通知があった場合に限り、弔電及び生花一基を出し、香典として金５，０００円を支出する。

 (２)　役員の場合は、事務局に対する弔事の通知の有無に拘わらず、弔電及び生花一対を出し、

　　　 香典として金１０，０００円を支出する。役員の親族（1親等以内）は弔電及び生花一基を出し、香典として金５，０００円を支給する。

　(３)　功労者の場合及び慶事・見舞は、会長が判断し、そのつど理由を記録しておく。

第5条　講師謝礼の金額及び懇親会の補助金額は理事会で検討する。

1. 内部講師の講師料は1回５，０００円とする。
2. 日本漢方交流会学術総会の参加者にはレポートの提出があれば参加費を支給できる。
3. 日本漢方交流会学術総会の発表者には、参加費、懇親会費、交通費、宿泊費を支給できる。ただし発表者は後日の例会にて報告するものとする。

第6条　本細則の変更は理事会の議決による。

　この細則は平成 ２６ 年 ４ 月 ２６ 日からこれを実施する。

九州漢方研究会基金管理委員会規定

本規定は、7.基金の処分に則り、九州漢方研究会会計に繰入れる事が決定した。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成 ２０ 年 ７ 月 ２７ 日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　九州漢方研究会基金管理委員会

理事選出に関する規定

１．本規定では九州漢方研究会理事定数及び選出方法を定める。

２．九州漢方研究会理事の定数は８名から１２名とする。

３．理事の選出は事前に会員に被選挙者を知らせ、投票を行い、当分の間、集計結果の上位１０名を理事候補とする。

４．理事の被選挙者は在籍している正会員で在籍期間が連続２年以上の者であり、かつ最終年度の出席が２分の１以上の者が対象となる。ただし本会の講師にあっては出席条件は適用されない。

５．理事候補は総会の承認をもって正式に理事となる。

６．本規定の変更は理事会の議決による。

この規定は平成２６年７月２７日からこれを実施する。